



みらい経営グループ

あなたの繁栄が私たちの喜びです！

税理士法人みらい経営レポート

〒456-0051 名古屋市熱田区四番二丁目14番34号

創業（昭和50年6月）より18,751日

616号

今月の視点

今年度から変わった、KSK2 税務調査システム！

～現場の「人のカン」か「AI分析」で調査先の選定～

(1)税務署の情報連携は「KSK2」への移行

税務署は例年7月に定期人事異動があります。最近は新しい時代における調査手法として「IT活用」が非常に進んでいます。

全体的な流れとして、事業者への協力要請や特定情報の提示を求める権限を強力に活用し、個人事業者に対する極めて厳しい無申告の調査が積極的に行われています。これは、Amazonやメルカリ、さらにはLINEやFacebook等を活用してビジネスを行う事業者について、国がプラットフォームへほぼ強制的に「情報をすべて提供せよ」と求められるようになった影響が大きいです。報告を拒否すれば罰則規定もあり、争うなら裁判という事態になります。国にとっては、これまで水面下に隠れて把握が難しかった無申告の業者を徹底的に捕捉する絶好の機会を作ったわけです。こうしたプラットフォームを介した申告漏れ事業者の把握強化は、当分続くトレンドだとみています。

税務調査で来社される調査官は、ほとんどの取引先の銀行を把握しているといっても過言ではありません。会社側が数年前に解約していた普通預金の通帳も周知しています。

暗号資産への課税強化には細心の注意が必要です。現在、国は金融庁に登録している証券会社に対し暗号資産を扱う取引所の情報をすべて開示するように要求できるようになりました。これにより取引状況がどんどん把握され、結果として暗号資産関連の課税事案が増加しています。

例えば、個人の申告書を作成する際、通帳を確認すると金融庁のリストにある暗号資産取扱業者との間で1回500万円などの多額の資金移動が見つかることがあります。本人に確認すると、やはり暗号資産取引でした。

日々の業務・取引の中からこうした不自然な動きを確実に着目し、申告の必要性を経理担当者に伝えていかなければ、後々多額の追徴課税や重加算税という重大な事態に発展しかねません。

(2)税務処理の姿勢は「理屈」と「証拠」の観点から

税務会計には、「節税にはストーリーや理屈が必要だ」という教えが独り歩きし、事実関係から離れて無理な理屈付けをしてしまうケースが見受けられます。租税回避的なことをしても合理的な理屈さえ作っておけばいい、と勘違いされている方が多いように感じます。

しかし、理屈は単なる「言葉」です。実際に「実態」があり、それを裏付ける「証拠書類（物

件)」があることこそが何より重要なのです。

例えば役員退職金の支給で、「株主総会の議事録さえあれば良い」と勘違いしている方がいますが、議事録は株主総会で承認された事実を証明するためのものです。税務調査の連絡を受けてから慌てて議事録を作ろうとする会社がありますが、加算税の対象調査となりやすいです。

基本に忠実に法的手続きを適正に行うことが不可欠です。

(3)税務調査は一般的に事前通知あり

一般的には、任意調査であり、質問・検査・領置は任意で、でも質問検査権が調査官にはあって、前記の項目の申告内容の確認に来社されます。私たちは受忍義務があり、黙秘権はありません。通常拒否でなく日時・場所などの同意の上行われます。

国税局査察部（令状、マルサ）とは違います。また、行政指導（修正しても加算税なし）とも違い、両者の中間と思われます。

従って、事務所内部の存在物は会社の支払経費でまかなわれたもの、つまり個人の物でない（そのもの自体）調査官は見えて確認ができます。（会社との関連性など）

従って、当日までに、机、引出し、ロッカーなどを整理して、個人と会社の物を確認しましょう。

(4)デジタル化の進展は、調査手法も変化している

新時代の調査手法として、IT活用が非常に進んでいます。国税局は情報収集の一環としてSNSを日常的に監視しており、You Tuber への査察やLINEでの取引状況がチェックされることもあります。

また、電子帳簿保存法に関連し、調査着手前に「データを貸してほしい」「エクセル形式で提出してほしい」と求められる機会が増えました。国税局側は実地調査の前にデータの中身を把握し、調査の省力化を図ろうとしているのです。事業者への情報協力要請の規定ができたため、税理士事務所に「データを見せてほしい」と来られる場合は、任意とはいえ事実上拒否するのは難しいのが現状です。

さらに極めつけは、国税局が銀行にマイナンバーで検索をかければ、取引先や資金の流れをすべて把握できる体制が整っていることです。銀行やAmazonに文章を送るだけで周辺情報が容易に集まり、蓄積された情報をAIに分析させて調査ポイントを特定してくるのです。

(5)調査で電子データの提出要請を受けた

過日の税務調査での経過報告です。

- ・元帳などを紙に出力して保存しておらず、会計システムの中でデータ作成・保存している。
- ・調査官から元帳をCSVで提出する要請を受けた。
- ・税理士は「会計システムを画面で提示し、必要な科目を指定いただければその科目の帳簿を紙に出力して渡します」と対応。
- ・調査官は「元帳を紙で出力して保存されている実態がなければ帳簿の保存義務違反」指摘し、データの提出を再要請。
- ・調査官が確認し得る状態でプリントアウトしたものを提示・提出。

ただし、調査官が電磁的記録の提出を求めてきた場合、それに応じる必要があるということになります。

上記事案のように

- ・普通は会計ソフト等で元帳等を保存している。
- ・税務調査において元帳等のデータ提出を避けたい。

税務調査で元帳等の会計データを提出するメリットとして、「対面での立会時間が減る」「会社などへの臨場日数の短縮」が挙げられますが、一方でデータを提出すると細かく精査されることから、否認リスクが上がるという現実（デメリット）もあります。なんにしても「仕訳日記帳」などを求められますが、データなどは、決算書の直前の基礎データですから提示せざるを得ないと思います。

調査が速やかに進行すればお互いに、受忍の範囲となればやむを得ません。調査上での税務の判断においては、しっかりと反論すべきだと思います。

昨今、サイバー攻撃がマスコミによって取り上げられています。今後は、CSVデータの提出要請が「お願い」や「特別な対応」ではなく、税務調査の基本的な流れとして定着していく可能性があります。会社として、どのデータを提出するか、社内ポリシーとどう整合させるか整理が大切です。

(6)狙われやすい会社

●売上・利益率に異常値のある会社

AI分析やデータ分析が重視される。

- ・売上高の伸び率が急激に上昇している。粗利率や営業利益率が不自然な上下がある。
- ・交際費、外注費、役員報酬、在庫などが大きく変動している。重要なのは、「なぜその数字になったのか」を説明
- ・原材料価格の高騰、取引先の変更による利益率増加
- ・単発案件による増収

「なぜその支出が必要だったのか」という意思決定過程を残しておく。

個人、「申告決算書」「収支内訳書」の「特殊事情」欄の活用。

法人、「営業成績の概要」変動理由を記載して、決算書との整合性に留意する。

事業形態、兼業割合を記載して機械的な比較による誤認を防ぎやすく留意する。

●消費税が不整合な会社

税務署の重点は、消費税還付の申告法人や海外取引法人、無申告法人への対応を重点としています。

ツールとしては「不正還付検知システム」の活用です。その他の法人は「消費税還付審査チェックシート（接触要否判定用）」を使い、行政指導か調査かの判定です。

- ・適格請求書（インボイス）の記載事項。
- ・仕入税額控除に必要な帳簿の有無。

●外注費と人件費の区別が調査でポイントになります。

- ・業務を本人以外が代替できるか。
- ・会社の指揮監督。
- ・滅失した場合、誰が負担するか
- ・材料や用具等を、誰が用意しているか

(7)

税務調査に確認したいポイント（数字の異常値でない点）

ポイント	内容
①情報の集約	数字に関する情報がバラバラになっていないか
②説明可能性	担当者が数字の意味や背景を説明できるか
③説明担当者の明確化	誰が説明するか即座に決められるか
④迅速性	説明資料をすぐ整理・提示できるか

(8) いますぐ整えるべき防衛策

- ・会計資料（いつ、だれに、何のため、いくら、内容、結果）、質問応答記録書への対応
- ・役員給与の支給ルールを改めて確認、異常値は理由を説明する用意
- ・消費税は定期的な整合性チェック

現代の若い経営者は、「これはこう処理する」という結果だけでなく、「なぜそうなるか」という明確な根拠を求めています。日々の業務会計処理を通じて「こうすべきだ」と積極的に自身の多面的な考え方を会計資料として残しましょう。

今後の対応で最も重要なのは「事前対策」です。申告段階で税務調査で指摘されそうな項目は徹底的に検証しておくこと。また事後対策としては、調査の連絡を受けてから実際に着手されるまでの間に、必ず帳簿や証拠書類を見直すことが重要です。

そして何より、日々のエビデンスを確実に構築していくことです。経営者は「これ経費になりますか」だけではなく「経費になりますよ」「経費として証明するために、領収書の裏に目的を必ず明記します。」事業のためです。こうした日々の積み重ねが大切です。税務調査を通じてより良い会社へ更に成長して行きましょう。

皆様方のご意見お待ちしております。

税理士法人みらい経営 石川光男

10月の税務と労務

令和8年8月の決算法人の確定申告、消費税など納税	期限（11月2日）
令和9年2月の決算法人の中間申告、納税	期限（11月2日）
令和9年2月の決算法人の消費税の中間申告	期限（11月2日）
令和8年9月分源泉所得税納付	期限（10月13日）

税理士・中小企業診断士 社会保険労務士・行政書士 石川光男
税理士 秋江みほ

〒456-0051 名古屋市熱田区四番二丁目14番34号

TEL 052 (651) 6000 FAX 052 (652) 0066

MAIL ishikawa@ishikawakk.or.jp HP <http://www.mirai-kg.com/>